

公益財団法人 公益法人協会 第30回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成27年6月8日(月) 16時～18時15分
- 2 開催された場所 日本工業俱楽部4階第一会議室
- 3 理事総数及び定足数
 総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名
(出 席) 太田達男、金沢俊弘、鈴木勝治、片山正夫、岸本幸子、高宮洋一、田中皓、長瀧重信、早瀬昇、堀田力、松岡紀雄、山岡義典
 注) 早瀬理事は第1号議案説明時の16時28分に着席した。
(欠 席) 浦上節子、橋本大二郎、福原義春
(監事出席) 谷村啓、中田ちづ子
- 5 議題
決議及び承認事項
 第1号議案「平成26年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)
 第2号議案「平成26年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認」の件(承認事項)
 第3号議案「定時評議員会へ提出する役員等候補者名簿」の件(承認事項)
 第4号議案「定時評議員会へ提出する定款変更案」の件(決議事項)
 第5号議案「『経営懇談会』(仮称)」の件(決議事項)
報告事項
 - ① 「東日本大震災草の根支援組織応援基金」の状況
 - ② 平成27年度内閣府委託相談会
 - ③ 「関西相談室」リニューアルオープン
 - ④ 非営利法人判例等研究会
 - ⑤ 非営利法人格選択に関する実態調査
 - ⑥ C A P S 委託調査
 - ⑦ 内閣府F A Qとその対応
 - ⑧ 中国公益研究院の来日
 - ⑨ 公益信託法改正研究会の検討経過
 - ⑩ 非営利組織の評価・認証制度に関する準備委員会
 - ⑪ 休眠預金等に係る法律案

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、谷村監事及び中田監事とし、議案の審議に移った。

○承認及び決議事項

第1号議案「平成26年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)

第2号議案「平成26年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認」の件(承認事項)

定時評議員会へ提出する原案を審議する、第1号議案、第2号議案の説明が続けて行われた。

初めに理事長より第1号議案について、平成26年度事業計画にある5つの基本方針の実施状況等の総括につき、次のとおり事業報告があった。

[事業報告]

<基本方針1> 「Coming10 委員会のこれまでの議論を踏まえ、同報告書の提出を待って中期経営計画を策定し、近い将来予想されるポスト現執行体制の助走期間として位置付ける」

昨年6月の理事会に提出された「Project Coming 10」（以下「C10」）委員会の提言を受け、役員等意見交換会、理事会を経、C10 報告書の根幹となる部分を骨子とする「中期経営計画 2015—2017 年度」を策定、3月の理事会で決議を受け、この中期計画に沿って運営されることが承認された。

<基本方針2> 「新規設立の一般法人に注視し、情報収集とその分析調査を行い、一般法人制度の推進を図るための支援に努める」

今後の非営利セクターで重要な役割を期待される一般法人制度について、出版物、セミナー、ホームページ等でその普及啓発と支援を目的とする情報発信に努めたが、その一環として、法人格選択に関する実態調査を日本NPOセンターと共同で行った。今後もデータベース、評価制度の構築など更なる対応施策が必要である。

<基本方針3> 「新制度による法人運営についての支援を出版、Web、相談室、セミナー等各事業で強力に推し進めるとともに、法人職員層をターゲットとした能力開発支援にも配慮する」

書籍は新刊4点の発行、セミナーは会計、特別テーマによる開催及び35回の講師派遣により、役員や幹部職員だけでなく、一般職員の能力開発にも配慮したプログラム編成ができた。一方、中核的支援事業である相談室事業は移行期間の後半から面接・電話の相談件数が低下傾向にあり、今後はスカイプの利用、地方会計事務所等との提携によるテコ入れを図る。

<基本方針4> 「法制、税制、会計及びその運用面において、前年度に引き続き、改善に向けた要望活動を行う。併せて行政庁による監督が、新法の理念に則し適正に行われるよう監視と要望を続ける」

税制では、社会福祉法人の不祥事に端を発した優遇制度見直しの動きに対して守勢に回った感がある。一方、法制では、会社法の改正に連動した一般法人法の改正などに関する意見表明、公益信託制度の早期抜本改正要望や個別一般法人の公益不認定に対して

反対表明を行った。これらはすぐに改善されるものではなく、今後もアドボカシー活動を継続する。

<基本方針5>「民間公益活動促進及び寄附文化醸成を目的として、そのインフラとなる海外を含む研究調査やデータベースの構築を引き続き行う」

当年度最大の調査研究として、「2006年英国チャリティ制度改革後の変容調査」を行った。日本の非営利制度の改革に対する示唆となり、成果は出版物として刊行する予定。また、香港の非営利団体C A P S の委託により、アジアの代表的なエクセレントN P O ケーススタディ調査の日本版として、さわやか福祉財団を取り上げた。

<管理部門>

財務面においては過去3期連続した赤字から脱し、12百万円の経常利益を得た。中期経営計画に沿い、健全な財務体質の構築を図る。また、会員数は4期ぶりにプラスに転じ、会費収益も回復した。なお、準会員の整理を進めた結果、普通法人の会員数としては1423件と過去最高になった。

[計算書類等]

続いて、議長の求めに応じて、金沢専務理事より第2号議案について次のとおり説明があった。説明によると、26年度は経常増減で740万円の黒字となり、好調だった平成21年度前後の水準に戻した。収益面では会費及び事業で730万円の増収、費用面では固定費の圧縮による急激な減少がある。これには、会費は滞納会費の回収、事業ではセミナーと共同サイト400万円の増収が大きい。内訳表では会費の配賦を7:3(前年度と同配賦比率)にし、収支相償は第二段階で800万円の黒字超過として計上した。

議案説明の後、中田監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第1号議案及び第2号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

(高宮理事) 財務内容の改善努力及び大きな成果に敬意を表する。なお業務と人員について一言。人材は公法協にとって不可欠であり、今後とも経費改善努力と人材への待遇面の配慮を両にらみで進めていただきたい。

(太田理事長) ご指摘のとおりで、事業型の法人では職員が組織を支える。26年度は財務状況が良かったこともあり、それなりの配慮を考えている。

(田中理事) 財務基準の第二段階でかなりの黒字になっているが、説明にあった9月に対応するとは具体的にどのようなことか。

(太田理事長) 特定費用準備資金として積み立てるか、公益目的保有財産の金融資産として積み立てるか、流動資産として積み立てるか、3つほど選択肢がある。企業でいえば剰余金処分に当たるが、今のところ9月の理事会に諮る予定にしている、ということである。

(松岡理事) 公法協とは関係ないが他団体での不祥事で、思い出したことがある。ベテラン

経理担当者による横領事件であったが、銀行や郵便局の残高証明書が偽造された。結果として九千万円の損失だったが、これが天下りの団体で、行政庁の指導を受けてか証拠書類の整った70万円の横領のみで訴えたことから、マスコミにもまったく取り上げられることがなかった。公法協における監査は、どのようにされているのか。

(太田理事長) 私は4つの団体で監事を務めているが、例えば残高証明書は監事・会計監査人に直接送る仕組みにしているところもある。銀行は依頼すれば、そのように取り扱ってくれる。

(中田監事) 残高証明書で預金残高をチェックするのは基本的なことだが、監事監査には限界がある。提示された書類がすべてかどうか、十分にすべて行っているかどうかは確認できない。こうした意味で身内ではない、外部の監事を入れるべきである。特に法人規模が大きく、お金が常に余るような団体は外部監査を受けるべきである。

審議の結果、第1号議案、第2号議案とも、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案「『定時評議員会へ提出する役員等候補者名簿』」の件(承認事項)

太田理事長より、理事、監事及び評議員の状況とともに、5月28日に開催した役員等候補選出委員会が決議した役員等の選出案について、具体的な理由等とともに、ご異議なければ同選出委員会の候補者名簿として評議員会に提出する旨の議案説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「定時評議員会へ提出する定款変更案」の件(決議事項)

鈴木専務理事より同議案について説明があった。説明によると、今回の定款変更案は形式的な変更（第24条）、実質的な変更（第34条。会長職の設置）、そして一般法人法の改正に伴う変更（第40条）の三点である。このうち会長職については、古くは制度改革による移行の前は寄附行為により会長制度があり、それは理事長に対して「意見を述べる」業務執行のない平理事であった。今般、いろいろな事情を考えると会長職は必要だが、必ずしも業務執行理事にする必要はなく、業務執行理事に選定する必要があるときはその都度、理事会で決めることとなる。このことを定時評議員会に諮るため、本議案を了承いただきたいとのことであった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第5号議案「『経営懇談会』(仮称)」の件(決議事項)

鈴木専務理事より同議案について説明があった。説明によると、業務執行に係る機関決定権は従来どおりあくまで定款どおり理事会にあり、本懇談会は業務執行の決定機関ではなく、助言を行う機関としての位置付けである。開催は毎月最低1回、2時間程度になるであろう。人選については事前に候補者ご本人へ確認し、片山、岸本、高宮、田中の各理事に内諾を得ている、とのことであった。

第5号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

(堀田理事) 『経営懇談会』は、素晴らしい発想だと思う。カミング10委員会で長期的な視

点からまとめた計画があり、そして単年度としては事業計画基本方針があり、その上で日常的に業務執行していく際にアドバイスを受けるということは、法人運営に安定した一つの方向性をもたらすので、事業の説得力も増す。大賛成であるが、一番大事なことは、太田理事長がずっと推進して来られ、大きな成果を生んだ、公益法人・一般法人、そして非営利法人を本来あるべき姿にし、市民・住民の活力を引き出し、その力で日本を市民・住民が創り出す社会にしていく、それをリードしていくこと。太田理事長の姿勢・方針が時代のニーズなのだから、多くの志ある公益法人が納得し支持者が広がってきてているのだろうと思う。文章になかなか書けない、文章の奥にある姿勢を全員が共有するのは難しい。将来とも、方向が維持されるようにしっかりと見ていただくというのが経営懇談会の役目ということになるのかな、と思う。今は安心だが、方向・指針について社会で存在する意義を絶えず伝えていくような運営になればいい、と心から願っている。実際にいろいろな法人の運営をみていると、考えが硬直して収支相償は常にゼロにすることが最高であるとか、あるいは目先だけの法律に従い、役所のアドバイスに沿えば良いのだという法人が多い。それでは法人の志が生きないので、もっと指導が必要ではないか。制度改革前の昔の公益法人のような運営になってしまった、行政関係の一般法人も出ている。職員は志が要る、力が要る、保守的・安定的方向に向かってしまう。そうならないよう、力づけるようなメンバーで行って欲しい。

(岸本理事) 当初聞いていたことは一ヶ月に一回開催する、ということのみ。設置要綱を初めて見たが、権限をはつきりせず、「懇談会」が助言機関というのは、曖昧な位置付けではないだろうか。公法協における意思決定の仕組みが今一つ、分からぬ。毎日開いているという「朝会」から年4回の理事会まで、間隔が空いている。月一回の会議は初めて設置されるのか。月次レベルはなかったとすると、助言機関というのはおかしい。理事会の承認決議事項等々の提案事項の決定は、誰が行っていたのか。事務局内での情報共有、中の人を育てるという意見がカミング10委員会でも出ていたので、現状を教えていただきたい。また、会長職を置くことと、経営懇談会を置くことは関係する話なのか。

(太田理事長) 朝会では日々発生する案件を協議し、最終決定は私が行っている。3ヶ月に1回の理事会との間を取り持つものは、制度としては何もない。以前は「経営協議会」なる毎月の部内会合があったが、今は朝会があり、重要な問題はその後に常勤役員で議論するので消滅した格好。「朝会」は時間的に15~40分程度の会議なので、理事会との中間に会合が必要であり、「経営懇談会」はそこを繋ぐものとなる。長期的な視点で議論をしたいというのが、「経営懇談会」にかける期待である。また、第4号議案の定款変更による会長職の設置とは無関係である。

(片山理事) 代表・執行理事に対して助言する機関となっているが、代表・執行理事がメンバーに含まれているのだから、自分で自分に助言する形になる。外部理事の意見を業務執行に反映する場、という認識でよいのか。

(岸本理事) 代表・執行理事にアドバイスすることが必要なのか、朝会と理事会の間の会議

が必要で、そこに外部理事が参加する構造をつくることが必要なのか。代表理事、執行理事が入っているから、アドバイスするというのはおかしいが。カミング 10 委員会の流れがあり、事務局内意思決定機構をスタッフ主導で作っていくのかと思っていたが、どちらが必要なのか。

(太田理事長) 代表理事・業務執行理事も入っているから助言機関というのはおかしいという意見は、確かにそうかも知れない。年 4 回の理事会ベースでは取り上げる案件がどうしても多くなるので、毎月の懇談会で意見を聞き、よりスムースな日常の意思決定を図りたいと思っている。

(田中理事) 集団指導体制のイメージなのか。代表理事・業務執行理事による意思決定から、外部理事等の意見を踏まえた意思決定に切り替えていくという位置付けで組織されるのかと思っていた。事務局レベルの方が入ることには全く問題はないが。私の財団では、外部理事の方が執行部に対して意見を述べる会として「企画委員会」というものがあり、外部理事の意見を承るという体制にしている。

(高宮理事) カミング 10 の発想からすると、職員に力をつけていくことも重要と思っていた。役員以外の幹部職員も参加しているとのことなので、その場で議論をすることは、構成員である職員に思いが伝わるという点もあり、意義は大きいのだろうと思う。

(太田理事長) 潤然一体となって意見が出てきたものを、代表理事・業務執行理事が決定していくという形式を考えている。

(堀田理事) 職員が自覚するのは結構だが、体験から言えば、職員にああだこうだ言うのはどうだろうか。頑張ってもらっては、ということの方が適当ではないか。実際問題として、外部理事が職員に直接アドバイスするということは構成上おかしいとも思う。

(高宮理事) 職員に直接教育しようということでは無く、会の中での議論が、参加幹部職員に大局観等経営感覚を学んでもらえる一助になる面もあるということだ。

(松岡理事) 機関という名称、形をとるから、ややこしくなっている。代表理事・執行理事が迅速に細密に助言を得る場、意見交換の場というイメージで運営すればよいのではないか。

(山岡理事) 意見を交換する場、ということでよろしいのではないか。

(太田理事長) 「意見交換をする場」としての趣旨の下、運営したい。運営要領のワーディングはお任せいただきたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で承認した。

○ 報告事項

① 「東日本大震災草の根支援組織応援基金」の状況

金沢専務理事より、26 年度の寄付金配分について改めて説明があり、配分後の大口寄付等により、期末の基金残高は 1,004 万円余であるが 9 月までに概ね半額を、残りは来年 3 月末までに、草の根支援組織に支出したい。そのためにも 7 月下旬に視察ツアーを実施するとの報告があった。

② 平成 27 年度内閣府委託相談会

金沢専務理事より、競争入札により内閣府から同相談会を 6 年連続で受託したことにつ

いて報告があった。

③ 「関西相談室」リニューアルオープン

金沢専務理事から、これまで大阪コミュニティ財団にて開催していた関西相談室をリニューアルし、6月1日より大阪の上田公認会計士事務所にて実施するとの報告があった。

④ 非営利法人判例等研究会

金沢専務理事より、今後増加するであろう非営利法人関係の裁判事例や行政手続による制度運用の不具合を研究し、制度改善につなげるため、若手研究者を主体とする同研究会を発足させた旨、報告があった。

⑤ 非営利法人格選択に関する実態調査

金沢専務理事より、(認定特活)日本NPOセンターとの共同研究による同実態調査シンポジウムを、5月下旬に開催したとの報告があった。

⑥ C A P S 委託調査

金沢専務理事より、時間の制約から詳しい説明を省略するが現在、ヒアリング調査報告の英文版案を香港の非営利法人である委託者に提出したところである旨、報告があった。

⑦ 内閣府FAQとその対応

太田理事長より、内閣府が4月に公表したFAQについて報告があった。報告によると、FAQには新規に追加されたもの、修正されたもの、従前のまま残っているものが混在し、これらを全部見ないと全体像が浮かんでこない。

また、事業変更の場合変更認定申請が必要か、届け出だけでよいのか、届出も不要なのか、線引きが難しい。これについても3月にFAQが出ているが、依然としてはつきりしない。

そこで公法協では、収支相償と事業変更について、先日内閣府事務局と確認のための会合を行った。ある程度の感触がつかめたのでこれを近々文章化し再度内閣府とすり合わせた上、いろいろな場面で活用していきたいと考えている旨の説明があった。

⑧ 中国公益研究院の来日

太田理事長より、前日に来日した北京師範大学・中国公益研究院による訪日視察団の構成、滞在中の訪問先等スケジュールについて説明があった。メンバーは総じて年齢層が若く、訪問先は内閣府、財務省、公益財団法人、社会福祉法人などであり、特に税制、高齢者のケア、公益信託制度について関心があり要望が高い、とのことであった。

⑨ 公益信託法改正研究会の検討経過

太田理事長より、法務省が商事法務研究会に委託し実施、自分もメンバーの一人として参加している同研究会の今までの3回の論点について報告があった。

⑩ 非営利組織の評価・認証制度に関する準備委員会

太田理事長より、日本財團において7回にわたり委員会が開催されていること、自ら座長を務めているが、大勢意見により当面は評価に止まること、「逆依頼格付」からスタートし、数年後には依頼格付けへ進むのが今後の方向、7月からはいよいよ評価機関の設計に入るとの報告があった。

⑪ 休眠預金等に係る法律案

太田理事長から、休眠預金に係る関係議員連が法案骨子を Web で公表、現在パブコメが募集されているが、6月 20 日締切なので期間内にコメントを提出する予定である旨、報告があった。

特に⑪の報告に関連して、次の質疑応答、意見があった。

(堀田理事) ⑦から⑪、5つの項目すべてに賛成であり、強力に推し進めて欲しい。特に休眠預金の活用については、配分に具体的な基準が見当たらない。放っておくと、狭い判断による結果になりかねない。市民や地域のニーズにしっかりと応えるという配分を、という考え方をはっきり打ち出さないといけないと思う。新地域支援事業で、お金の問題が出て来ている。現場に近いところが、そのニーズを一番よく分かっているので、各地域、現場で参画している人たちの意見をしっかりと吸収し反映する仕組みを考えて欲しい。本当に必要なところに配らなくてはならないと同時に、お金でつけてしまうとそこが腐ってしまうという、現実には両方の難しさがある。お金を付け過ぎて腐らせるようなことはしてはならない。配分に当たっての配慮すべき考え方を、明確にして欲しい。基本精神を具体的に実行できるよう思想をもって、細かく詳しく。

(岸本理事) 他の資金を使う、いわゆるレバレッジ方式だが、休眠預金の資金は寄付文化の醸成につながる部分であることを強調して欲しい。助成より融資、シードマネーとして活用いただきたい。

(早瀬理事) 出し手側に意図があつて提供されるお金ではない。だから、社会的インパクトが問われる。

(片山理事) お金を受け取るときのインストラクションはどうなのか。非営利法人は、各自独自のミッションがあるわけだが、ミッションとの整合性があれば、無条件で寄附に近い形で出すのか、それとも使途等に厳格な制限をつけて出すのか。

(太田理事長) 公募ということになるが、条件としてどういうことが出てくるか、公募条件はまとまっていない。ただ、会計報告や使途の適切性について、助成を受ける団体を監督しなさい、ということは必ずあると思う。

(片山理事) 受け取るお金は、どういう目的を持った資金として受け取れば良いのか。

(太田理事長) 例えば、公益目的事業でいえば20余の事業を読み取れるようにして欲しいと思っている。

(高宮理事) 助成財団の経験から言えば、資金管理団体の責任は厳しいと受け入れられない。また、出した金のコストパフォーマンスが良いのか、費消されるのか、といった部分の評価についてはどう考えるのか。この資金分配団体の責任になるのか。

(早瀬理事) 英国の例だと、社会的インパクト評価が入ってくる。

(谷村監事) 本件に関して、諸外国ではどのような動きがあるのか。

(早瀬理事) 英国と韓国すでに実施されている。

(田中理事) 民間助成財団の助成額は把握できる範囲で、奨学金を入れると約1600億円ほど。それに比して休眠預金の500億円は大変インパクトのある額である。

(太田理事長) 助成資金の流れが変わる。今後の民間助成財団のプレゼンス、変革にも影響してくるのではないか。

(高宮理事) ゆうびんの年賀葉書寄付金をみても、小さなところからは助成応募が少ない。

できるだけそういうところにどう渡せるかということを主眼に置いて欲しい。草の根にできるだけ渡るように配慮して欲しい。

(太田理事長) 今までお金が入ってこなかったところに、回すべきだと思う。

(山岡理事) 共同募金会による助成は200億円程度。その実に3倍くらいの資金が流れることになる。研究助成、学術助成分野は入らないし、奨学事業的なものはもっと少ない。事業助成の分野で大きな影響があるとは思っているが、手数料や開発費がどのくらいか、実際にどういう運営になるか不透明で、うかつに手出しできない。本格的にやればプログラム開発費だけで数千万円くらいかかりそうだ。5年以上はやらないと評価はできないと考えている。

(太田理事長) 巨額の資金が流れるので、効果的な助成をするためには各分野における専門的な知見も不可欠だ。現場をよく知っているといことで地域的な助成団体という言わば横糸だけではなく、例えばトヨタ財団やセゾン文化財団が全国的な見地からその高度な専門性を生かせる縦糸の部分でも使って欲しい。

(岸本理事) 莫大な資金が動くので、バブルが起きるような動きにはしたくない。一気に放出することは止めて欲しい。

(早瀬理事) どのくらいの休眠預金が、新規で出てくるか。

(太田理事長) 每年、預金が7百億円という規模で時効になり、200億円程度は払い戻し資金等として留保し、残る4—5百億円が民間公益活動に回されると聞いている。

(早瀬理事) マイナンバー制度との関係で減るとの説もある。

(太田理事長) 議員連盟が今国会に議員立法で出す予定であるが、必ずしも楽観できない。

以上をもって議案の審議等を終了したので、18時15分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成27年7月3日

代表理事 太田 達男

代表理事 金沢 俊弘

監事 谷村 啓

監事 中田 ちず子

